

川崎市都市計画審議会防災都市計画のあり方検討小委員会運営要領

平成24年8月21日
都市計画審議会決定

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市都市計画審議会条例施行規則（平成12年規則第60号）第3条及び川崎市都市計画審議会運営要領（平成12年7月18日都市計画審議会決定）第10条の規定に基づき、川崎市都市計画審議会防災都市計画のあり方検討小委員会（以下「小委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 小委員会は、災害に強い市街地の形成を目指した都市計画分野の予防的な対策や、大規模災害発生後の迅速な市街地復興方策を総合的に取りまとめた「防災都市計画」を策定するために、学識経験者の立場から専門的な助言を行うことを目的とする。

(会議)

第3条 小委員会は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 委員長は、小委員会の会議を招集するときは、その7日前までに、議題、日時及び場所を各委員に通知するものとする。

3 小委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 小委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員長の任期)

第4条 委員長の任期は、委員の任期とする。

(議事録)

第5条 委員長は、小委員会の会議について、議事録を作成し、議長及び議長が指名した委員1人がこれに署名するものとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、議事の手続その他小委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年8月21日から施行する。